

鳥取縣公報

昭和二十六年一月二十二日
号 外 月 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

公 告

◇鳥取縣監査公告第四十五号

地方自治法第二百四十二條に基き昭和二十四年度歳入、歳出決算審査を執行し、その概況並に意見書を知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年一月二十二日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 木 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

審査の結果から見た決算の概況

今回審査した昭和二十四年度決算を前年度に比べると予算額において凡そ四億七千万円を膨脹し二十八億一千余万円、決算額は歳入歳出共に六億円前後を増大して二十一億余円を示しているが、終戦以來年を重ねる毎に加速度的に膨脹し、くる年毎に「本縣未曾有の決算額」との言葉を反覆せざるを得ない状況であつて当年度もまさにその通りと謂わ

01053

なければならぬ。

さてこの決算の審査に當つては先ず縣議會で議決された予算の精神に則つて執行されてきたか、又縣民のために効果的にしかも正当に執行されてきたかどうか、と謂つた点に重大関心をもつて慎重に審査してきたのであるが、その結果は略々予算目的に副つて正当に執行し尙數千万円の剰余金を残して結末をつけたことは結構である。殊にその間財政当局並びに出納当局は財源の確保、收支の均衡、常時の資金繰り或いは適正出納と謂つた点につき、苦心苦勞のあつたことと推察されその勞を多とするものである。

次に当決算の審査結果について細かく申せば種々と難点はあるが、これを總括的に謂えば大体次のようなことがらを指摘することができる。

一、諸法令に基づく国の機関委任、或いは團體委任によつて当然爲さなければならぬ事務事業とか、又国の施策、方針に順応した事務事業が今猶大半を占めており従つて國庫からの補助金、負担金も例年以上に多額の交付を受けている。

一、従つてこれ等事務事業を遂行するための裏付經費に汲々としていて、縣税を初め縣独自の諸収入の多くをこれに充て縣固有の事務事業には重点的に經費を投じかねているようでこれと謂つた目新しいものは少いようである。これは当年度においては行財政ともに、未だ縣の自主自律的な実態におかれていないことを示すものであり、且亦貧弱縣財政の然らしむる処でもあらう。

一、縣個有事務事業の中の主なるものは概ね別表の通りであつて、各部分にわたり相當數あるが大体に總花的であり勢い經費が貧弱に陥らざるを得ず重点性を失つている感が深い又内容について仔細に検討するに旅費及び事務雜費に終始していると見られるものがあり従つて事業実績の点においてどうかと思われれるものがないでもない。

01054

尙縣費による各種補助々成金支出の事業項目が少くないようである。

一、地区開拓事業、民有林施業案編成事業等の如く事業の進展が捗々しくないものもあり尙これに直接関連せる事務事業にも影響を与えているものがある。

一、事務事業にして二十五年年度への繰越は概ね事情已むを得ないものと認めたと前記の如き状況に影響を受けて繰越されたものも若干ある。

一、予算編成に際し國庫補助その他の財源を余り過大視し或いは不確実なものを予算化しているので結果において相當な予算不執行額を出しているものが多いし、又幸いに財源を得ていながら徒らに予算不執行として残しているものも若干ある。又中に過大な見積りや不確実な財源を当てにして遂に歳入欠陥を生ぜしめているものもある。尙これらについて事業分量と人件費と比較検討すると著しく非能率となつている部分の見られるものもあるがこれらは何れも改善すべきことである。

一、各種試験研究機関或いは他の特定事業にして縣の財政上獨立採算的予算形態を強いられ、又当事者側も一応それを承知の上で收支の計画予算化をしているが、さて事業の実行段階に至つて予期通りの成果は得られず、多額の執行減を生じその結果徒らに予算を膨脹せしめているものがあちこちにある。

凡そ以上の如く尙注意を要することがらや改善事項はあるが、しかし決算額については、正当なるものと認めたと次第である。たゞ当決算中に、ろう学校不詳事件によつて一百十一万四千余円の失損を印していることは遺憾であつて、近年の決算にない汚点と謂わなければならぬ。

尙次に順を追つて一般会計及特別会計夫々の決算審査状況を記載することにする。

單獨經費主要事業一覽表

事業名	使途種別	執行經費額(除職員費)
貿易事業	(主として補助金及事務雜費)	一百九十五万円(万円未済省略以下同じ)
觀光事業	(同) 補助金)	五十六万円
物産斡旋事業	(同) 事務雜費)	七十八万円
地下資源調査研究事業	(同) 調査旅費及び事務雜費)	四十九万円
米子産業博覽會準備工作費	(同) 補助金)	六百十一万円
商工組合中央金庫積立金	(積立資金)	一千万円
農道整備事業	(主として補助々成金)	三百八十五万円
農業水利改良事業	(同)	六百八十九万円
農業倉庫施設事業	(同)	二百十九万円
大山國立公園施設事業	(同) 工事費)	一百六十万円
縣有林事業	(同) 人夫賃施設費及び補助交付金)	七百二十二万円
縣行造林事業	(同) 工事費)	一百五十万円
公有林野分收造林事業	(同) 補助負担金)	一百二十六万円
椎茸生産奨励事業	(同) 補助金)	一百十四万円
農業病虫害防除対策事業	(同) 補助々成金)	一百十二万円

農業経営実態調査事業	(同) 事務雜費)	一百六万円
水産製品検査事業	(同) 検査旅費)	七十万円
漁業監督事業	(同) 監視船建造費)	二百十五万円
漁礁施設事業	(同) 補助々成金)	四十一万円
水産振興事業	(同) 漁業振興対策旅費)	四十二万円
水産増殖事業	(同) 人夫賃及施設費)	九十九万円
酪農奨励事業	(乳牛購入代及奨励交付金)	一百一十一万円
畜産振興事業	(主として事業費)	一百三十万円
縣営牧場事業	(同)	九十六万円
有畜營農指導事業	(同)	八十四万円
桑苗生産施設事業	(同) 人夫賃及び桑苗並に肥料購入代金)	二百十四万円
桑実生産施設事業	(同) 人夫賃事業費及び種子並に肥料購入代)	一百万円
蚕業技術普及員設置事業	(同) 手当金)	七十八万円
優生保護事業	(同) 優生保護委員會諸費)	五十五万円
道路修繕及改修事業	(同) 工事費)	二百八万円
橋梁修繕事業	(同) 工事請負費)	二百一十一万円
治水堤防修繕事業	(同)	八十二万円
港湾維持事業	(境港物揚場工事費)	一百四十四万円

砂防堰堤修築事業 (主として工事請負費) 六十五万円
 工業試験場復旧事業 二百万円
 水産試験場復旧事業 一百六十九万円
 外に工業、水産、農事、種畜の各試験場及び畜産、農産加工場並に経営傳習農場等の如き常設的試験研究機関に対する縣費支出額 約一千六百万円
 計 七千一百七十二万円

決算の状況

一、昭和二十四年度一般会計決算額

歳入 二十一億六千九百六十五万六千八百九十一円六十四錢
 歳出 二十一億一千五百四十二万六千五百七十六円五錢
 差引 五千四百二十三万三千三百五十九圓九錢
 内 ころう学校不正事件失損額 一百一十一万四千六百五十八円
 差引剰余金 五千三百一十一万五千六百五十七円五十九錢
 内 一般事業繰越財源 五百七十四万六千三百四十五円
 (米子保健所再建費 同細菌検査所建設費 建設業法施行費 民有林施業案編成費(寄附金未收四十五万円を除く))
 再差引純剰余金 四千七百三十六万九千三百二十二円五十九錢

二、右純剰余金を生じた主なる原因は次の通りである

(A) 予算額に比し著しく増収となつてゐるもの (千円未満省略)
 縣 税 一百六十八万七千余円
 延滞金 二百一十二万六千余円
 運用金 利息 一百六十一万余円
 過年度収入 七百三十万六千余円
 雑入 七十二万二千余円
 計 一千三百四十五万一千余円

(B) 財源はあるも多額の支出不要額を生じてゐるもの (千円未満省略)

一般縣職員給及需要費 三百十八万余円
 一般縣職員の恩給及退職料 三百五十九万余円
 保健所運営費(除職員費) 三十六万余円
 鼠族昆虫驅除費 七十五万余円
 徴税費 一百六十八万六千余円
 第一回宝くじ獎金支払額 九十七万七千余円
 勞働会館設置補助金 五十万圓
 過年度支出金 一百一万余円
 計 一千二百五万三千余円

(C)事情により年度内に執行し得ず又は翌年度の特定財源とする目的を以つて二十五年度へ繰越しているもの

(千円未満省略)

九十六万七千余円

六十三万六千余円

八十七万一千余円

六十三万九千余円

七万二千余円

十四万六千余円

五十一万余円

七十一万七千余円

一千一百八十八万四千余円

六百四十万四千余円

一百三十万六千余円

教育振興施設費 (財源受入済)

重要物資需給調整費 (財源受入済)

開拓財産売渡事務費 (右)

開拓電化施設費 (縣費)

開拓用地取得事務費 (財源受入済)

未墾地関係訴訟費 (右)

土木事業振興費 (右)

災害防除砂除事業費 (水利使用料)

縣債償還費 (右)

市町村吏員恩給組合交付金 (右)

第二回宝くじ発行費 (売上金)

農地調整費 (財源受入済)

四十二万円

計

二千五百四十一万七千余円

(D)その他に歳入金中自然増収分及歳出金中自然残余額を生じたものが相当額あるも米子博覧会立替金一千一百万円が年度内に收納されなかつたため相殺されることとなる。

尙前年度(二十三年)と比較した決算上の増加額

歳入 五億九千六十八万九千二百四十九円六十九銭

歳出 六億五千三百三十三万四千五百六十六円六十五銭

三、昭和二十四年度特別会計決算額(災害救助基金外(十会計))

歳入 一億一百七十八万九千二百一円三十四銭(一般会計よりの繰入金を含む)

歳出 九千九百三十九万九千七百七十七円八銭

差引剰余金 二百三十八万九千四百二十四円二十六銭

一般会計歳入

当初予算額 二十四億三千九十六万円

追加更正予算額 三億八千五百二十四万二千六百五十四円

(七、八、九、一、二、三、三月七回分)

予算額現計 二十八億一千六百二十万二千六百五十四円

01061

決算額 二十一億六千九百六十五万六千八百九十一円六十四銭
 差引減収額 六億四千六百五十四万五千七百六十二円三十六銭
 (一) 歳入決算額の内容を大別すると

(千円未満省略) 歳入決算額に対する百分比

国庫補助金及負担金	七億九千九百六十八万九千円	三六、九%
配付税	四億一千五百十四万三千円	一九、一%
縣起債収入	二億三千三百万円	一〇、七%
縣自体の税収入	三億八千九百八十四万九千円	一八、〇%
前年度繰越金	一億一千六百六十七万六千円	五、四%
その他税外諸収入	二億一千五百二十九万九千円	九、九%

国庫への依存率六七%であるが二十三年度七五%二十二年度八六%であり漸次低下しつつある。

(二) 歳入金中予算額に比し著しく減収(△印)或いは増収となつてゐるもの

○天神川 千代川改修費並に同災害復旧費の負担金及境港修築費負担金 △二千四百七十七万六千余円
 縣債に財源を求めたるも起債不許可となつたための減収但し二十五年(四月)に縣費を以つて納付してゐる。

○小学校費負担金 △二百五十四万三千余円
 ○中学校費同 △二千六十万一千余円
 国に対する二十三年度分の精算返納額として小学校費負担金一百三十三万余円、中学校費負担金五百六十二

01062

万五千余円を二十四年度交付金を以つて相殺交付されているので実質的減収はそれだけ少額である、尙その差額の減収は教職員年末手当負担金(六百二十八万余円)を全然交付受けていない爲め且職員現給額より文部省基準額が低額の爲めによる減収(六百八十六万余円)

○特殊学校負担金 八十二万三千円
 旨、及ろう学校保姆設置費に対する国の負担金であるが国の設置員数は多く見て補助交付されたるも生徒が積善学園に吸収されたため学校としては設置の要なく増収の結果となる。

○教員検定手数料 △六十九万一千余円
 現職教職員の検定は二十六年三月迄の猶予期間があるので二十四年度は受検者が全然なかつたための減収

○教育職員共済組合費補助金 △七十三万四千余円
 教職員の退職等のため減員に伴う実績上の国庫補助減収

○授業料 △一百三十一万五千余円
 高等学校分 △九十二万六千余円 定時制高校分 △二十八万四千余円 夜間高校分 △十万四千余円
 等であるがこれは退学者が多数生じたのが減収の主なる原因

○水利使用料 七十一万七千余円
 七千余円使用率の改定増による増収

○生産物売払代金 △四百六十八万四千余円
 工業試験場に対する予算見積過大によるもの(未収七十二万円を含む)
 温泉地利用畜産加工所に対する予算見積過大によるもの 内△二百八十六万三千余円
 内△二十四万二千余円

種畜場の生産物値下りによるもの

農産加工所の生産物値下りと設備の不充実に起因したもの

農事試験場青物試験研究による生産低下によるもの

縣管牧場割木生産売払は採算がたたなかつたための減収

有畜管農指導所に対する予算見積過大によるもの

繭檢定所に於ける繭價の値下りによるのと繰糸業務の縮少のためによるもの

林務課樹苗生産は予定通り行つたが價格の安價のため減収を生じたもの

水産試験場における中海のかき及びあさりの養殖が斃死により収入が挙げら

なかつたものと暖冬異変による寒天製造が予定通りできなかつたもの

等が主なるもので何れも減収

○二十年災害復旧耕地事業費補助金

○農業土木調査費補助金

○二十四年度土地改良事業費補助金

○二十三年度水害復旧耕地事業費補助金

右の四項目は国庫財政上公共事業が繰延の結果減収

○早害恒久耕地事業費補助金

予算見積過大

○義肢修繕所使用料

内△十一万七千元

内△十七万円

内△四万六千余円

内△三十万円

内△九万円

内△六十二万餘円

内△四万一千餘円

内△十六万六千餘円

△三百五十八万一千餘円

△四十四万三千餘円

△三百二十七万四千餘円

△二百二十五万餘円

△三十八万一千餘円

△十四万九千餘円

技術職員を採用ができず運営ができなかつたための減収

十二万円

○家畜移出検査手数料

畜牛の縣外移出頭数が多かつたための増収

○羊毛委託加工料

前二項は浜村畜産加工所に係る熟練工の退職により繰糸能率の低下と委託品が少かつたための減収

○繰糸試験手数料

繭檢定所に対する予算見積過大による減収

○督促手数料

五十三万円

○土木建築設計手数料

五十一万四千餘円

○医薬品配給費負担金

△三十九万五千餘円

○保健所費負担金

△十六万七千餘円

○母子衛生費負担金

△二十万八千餘円

○傳染病予防費負担金

△二十五万一千餘円

○衛生統計費負担金

△二十五万三千餘円

○食品衛生取締費負担金

△十六萬二千元

前記六項目は予算見積過大による減収

- 保健所費寄附金 △三十万円
- 米子保健所の再建費の一部を翌年度に繰越したため保健所復興後援会寄附の繰延べのための減収 三十七万一千餘円
- 屠畜検査手数料 △四十四万四千餘円
- 自然増収 △五十六万三千餘円
- 衛生事業許可等手数料 七十五万四千餘円
- 内三十八萬円は保健所使用料に合算収入したるため六萬四千餘円は自然減収
- 麻薬取締費負担金 △一百七十六万五千餘円
- 第二、四半期より国の直轄事業に切替えられたのが主なる減収の原因
- 定時制高等学校費補助金 △五十七万一千餘円
- 夜間高校職員費は補助予定しあらざりしも交付を受け増収
- 保護施設費補助金 △三十三万六千餘円
- 国が直接市町村へ交付したための減収
- 農業生産資材対策費補助金 △十万円
- 統制撤廃によるのと予算の見積過大による減収
- 農業振興事業費補助金 △二十万円
- 予算の見積り過大による減収
- 商工協同組合指導費補助金 △十万円
- 国の財源事情による減収

- 貿易事業施設費寄附金 △十万円
- 大阪において貿易品の展示即売会開催予定の処中止したための減収
- 農業災害補償費負担金 △三十八万四千円
- 内十八万円は誤つて予算計上したためであり、二十万四千円は予算見積過大による減収
- 生業資金貸付金償還金 △一百六十二万九千餘円
- 貸付せる業者の事業不振により予定通り回収しなかつたための減収
- 延滞金 二百二十二万六千円
- 自然増収
- 家畜類売払代 △五十一万三千餘円
- 主として畜産加工所、有畜管農指導所、縣下開拓組合貸付隊等家畜類の売払減少と下落に起因した減収
- 過年度収入 七百三十万六千余円
- 主として終戦処理関係工事の精算交付額と道路特別整理依託費及び鹵檢定所生糸代金等による増収(この外未収十九万七千円)
- 繰替金 二千二百三十二万八千余円
- 米子博覧会経費立替金一千一百万円未収があり又各種資材が統制解除となりたるため立替の必要がなくなつたための減収
- 縣債費 △二億二千一百三十六万八千円
- 借入予算議決ありたるも中央の不許可による減収(主として年次災害土木債及直轄河川改修費負担金引当債)

- 労働事情調査研究費補助金 △十九万八千円
- 労働教育啓蒙費補助金 △五十七万二千餘円
- 労働諸費負担金 △三十二万七千餘円
- 地方労働委員会費負担金 △五十七万餘円
- 前記四項目共国の財政事情により夫々交付金が減額され減収
- 省営自動車分担金 三十五萬九千餘円
- 道路損傷負担金 四萬餘円
- 何れも道路修繕費の増額による自然増収(この外に道路損傷負担金で未収が一百三萬四千餘円ある)
- 堤塘物揚場使用料 十六萬八千餘円
- 自然増収(この外に未収十三萬餘円がある)
- 小売業者登録手数料 二十九萬三千余円
- 当初推定していた、各種登録業者が増加したものと一部手数料を増額したための増収
- 児童相談所費負担金 △十七萬四千円
- 国の査定減により人件費の基準が低かつたためと米子相談所事務費が採り上げられなかつたための減収
- 教護院費負担金 △十一萬八千余円
- 盲ろうあ児施設費負担金 △十二萬五千余円
- 何れも精算補助であつて精算上の減収
- 重要物資需給調整費負担金 △二十一萬一千余円

- 国の財成事情により削減され減収(その補填として登録手数料徴収が新に設定された)
 - 追放者監察諸費負担金 △十一萬九千余円
 - 予算見積過大による減収
 - 政治資金規正諸費負担金 △二十四萬七千余円
 - 国の職員整理のため一名減員に伴う事務費の減額と当初計画時予算が摺り合せ見積過大になつていたため
 - 水産団体指導監督費補助金 △十三萬六千余円
 - 職員の名定減員に伴う事務費補助の減収
 - 買収予定地審査委員会費補助金 △十九萬一千余円
 - 計画面積に対し地方審査部会の審査面積件数が予定より少なかつたため見積過大による減収
 - 農業協同組合施設事業費補助金 △十六萬六千余円
 - 国の査定による減収
 - 建設事業費補助金 十三萬一千余円
 - 全額国庫事業であつて事務費を増額されたが時期的に予算措置を講ずることができず決算上の増収
 - 造林収入 △一百五十四萬二千余円
 - 当初計画していた造林処分が委員会開催等の関係で時期的に遅延し年度内施行ができなかつたための減収
 - 林産物検査手数料 △六百二十九萬九千余円
 - 林業関係登録手数料 △五十五萬六千余円
- 前記二項目は経済情勢の変動により一時林産物の取引が減退したのと一部統制價格の撤廃等により予定通り

の収入がなかつたための減収

○飲食営業許可手数料

△十一萬二千余円

予算見積過大

○府縣道改良事業費寄附金

△十七萬九千余円

戸倉峠改良事業地元寄附金の一部が話合の纏らなかつたための減収

○漁港修築事業費寄附金

△五十六萬余円

泊港修築事業の分であり年度内に納入しなかつたための減収(二十五年度初頭収納納済み)

○教育振興施設費寄附金

△二百九十二萬余円

鳥取大学期成同盟会よりの寄附で当初予定通り寄附が得られなかつたための減収

○社会教育費寄附金

△二十四萬七千余円

芸能振興文化祭に当り入場税の一部を市町村より寄附予定の処一部事業の未施行による減収

○公園施設事業費寄附金

△二十萬円

大山国立公園協会より現物(建物)寄附による減収

○屋外廣告物許可手数料

△七萬七千余円

年度中途に條令が制定されたため期間的に施行ができなかつたための減収

○漁獲物売払代

△五十六萬余円

縣水産試験場の試験船修繕のため漁獲期逸脱したため予定より漁獲がなかつたための減収

○入場料

△二十四萬八千余円

文化祭に当り施行予定の一部行事の未施行と該事業の宣傳期間が短期間のため一般入場者が僅少のための減収(この中米子市にて開催行事の入場料四萬余円の未収分を含む)

○食糧需給調整費負担金

△三十三萬四千余円

国の査定による減収

○造林奨励費補助金

△三十五萬六千余円

国の査定による減収

○薪炭林施業改善指導補助金

△五萬五千余円

○獵政諸費補助金

△十一萬八千余円

何れも国の施策変更により事業中止となり減収、従つて事業は不執行となつてゐる

○囑託登記事務委託費補助金

△二百十萬円

国の財政事情により補助打切りによる減収

○開拓道路事業費補助金

△七十一萬一千余円

これは当初の事業計画中効果的であり又見透しの明るい事業のみに国の方針が決定による減収

○二十四年災害復旧費補助金

△一百七萬九千余円

多里、萩原地区水路復旧事業の中、国の財政事情により一部翌年度に繰越しとなつたための減収

○国民貯蓄奨励補助金

△十六萬一千余円

全額国庫補助事業であるが国の都合により減額されたための減収

○造林奨励費寄附金

△十六萬一千余円

01071

国庫打切りによる事業縮少のため予定通り寄附を要せなかつたための減收
 ○民有林施業案編成費寄附金
 年度の事業の促進が遅延したため翌年度へ事業繰越となつたための減收、翌年度で収入予定のようである
 (縣森連)

△四十五萬円

その他に地方財政法第十四條による地方職員費の国庫負担金或いは事業の国庫補助金として交付された職員費の中で予算に比し多額交付を受けたもの又は尠く交付されたものが相当件数ある、一例すれば多額に交付を受けたものの中主なるものは一般統計事務職員費の八十五萬二千余円、保健所事務職員費の七十九萬八千円等があり減收の主なるものは農地調整事務職員費四十五萬三千円、防疫医及び防疫監理事務職員費十八萬六千円等がある。

(三) 調定せるも未収入となつて主なるものは次の通りである。
 (千円未満省略)

縣 税	四千一百三十二万二千円
使用料及手数料	二十七萬八千円
道路損傷負担金	一百三万四千円
寄 附 金	六十一万円
(漁港修築事業鮮魚増産出荷奨励)	
辨償金及報償費	十万三千円
償還元金及利子	三百二十三万四千円
生産物売払代(工業試験場外)	七十三万二千円

01072

過年度収入	十九万七千円
繰 替 金(米子博分)	一千一百万円
その他のもの	十一万二千円
計	五千八百六十二万二千円

(四) 縣稅徵收狀況について

一、縣稅の予算化の狀況

縣稅各税目の予算化は各税目の資料と徵稅の難易を勘案して年度内調定見込額の八〇%乃至九〇%額を予算計上のこととして行つてゐるようであるが決算上の結果における(調定額対比予算額)主なる税目についてその比率を見る
 と(別表第二号参照)縣民稅九七・三%地租九九・七%家屋稅九八%事業稅八五%入場稅九〇%不動産取得稅五七%遊興飲食稅一三四・五%となつており収入見込額(調定額)以上に予算額を見たもの即ち予算見積過大の結果となつてゐるものは遊興飲食稅であり予算額と調定額が略同一となつてゐるものは地租家業稅等である、尙縣稅(獨立稅)の平均率は九〇%を示してゐるので約一割額予算過少に見積つたことになつてゐる。

二、予算額に対する収入の狀況

(A) 予算額に比し増收してゐる主なるもの(別表第一号表参照)

事 業 税	一百五十万円
特別所得税	一百三十九万円
入 場 税	一百十二万円

(一千万円未満省略)

酒消費税 二百九十三万円
 電気ガス税 三百七万円
 自動車税 二百八十七万円
 不動産取得税 九百八十七万円

等でその他の税目を合し

約二千三百八十六万余円

(B) 予算額に比し減収となつてゐる主なるもの(別表第一号表参照)

縣民税 四百四万円
 地租 四十万円
 家屋税 三十万円
 木材引取税 二百八十八万円
 遊興飲食税 一千三百八十四万円
 等でその他の税目を合し 約二千二百二十一万余円

三、調定に対する収入の状況

(A) 調定額に対し甚だしく未収額を生じてゐるもの

(一、万円未満省略)

縣民税 六百六十三万円
 家屋税 七十万円
 事業税 一千八百二十三万円

入場税 一百六十万円
 鑛区税 八十三万円
 自動車税 一百七十七万円
 不動産取得税 三百六十九万円
 木材引取税 一百三十一万円
 遊興飲食税 五百三十八万円

(B) 縣稅(除配付稅) 予算額及び調定額並に収入額の状況

(一、万円未満省略)

予算額	三億八千八百二十万円	調定額対比	八九・九九%
調定額	四億三千一百三十七万円	予算額同	一一一・一二%
収入額	三億八千九百八十四万円	同	一〇〇・四二%
		調定額対比	九〇・三七%

次に現年度分前年度以前繰越分に分ちそれの比率を示せば次の通りである。

(C) 現年度分予算額及調定額並に収入額の状況

予算額	三億八千六百二十二万円	調定額対比	九〇・八六%
調定額	四億二千五百六万円	予算額同	一一〇・〇八%
収入額	三億八千七百八十二万円	同	一〇〇・四二%
		調定額対比	九一・二四%

(D) 前年度以前繰越分予算額及び調定額並に収入額の状況

予算額	一百九十九万四千圓	調定額対比	三一・六%
調定額	六百三十一万圓	予算額同	三一六・五%
収入額	二百二万圓	同調定額対比	一〇一・三%

当年度において調定したる年度出納閉鎖期迄に収入し得られなかつた所謂未收総額は四千一百三十二万二千余圓であるが前年度たる二十三年度の未收額六百五十八万三千余圓に比すると六倍以上の多額の未收を生じている訳である、想うに二十四年度以來今日に及ぶ間社会経済事情は漸次逼迫し各階層共に所謂金詰りの兆を見せつつあつたことが原因し稅務担当の並々な努力にかかわらず滞納額は益々増加し斯の如く多額の未收を残したものであるが、特に事業稅についてはかなり多数の異議の申立があつて再審査の結果大小の減額更正をされているにもかかわらず相当額の未收を出していることは遺憾と謂わなければならない。縣稅全般の調定に対する収入比率は九〇・四%であつて過去の二十一年度九八%、二十二年度九五・八%、二十三年度九七・一%に比較すると甚だしく低下している、これは前述の如く社会経済事情の然らしむるところであろうが窮乏せる縣財政の健全化と縣政の圓滑なる執行を図る上において徵稅の合理化を図りこれ等未收を最少限度に止めるよう今後一層の奮起を希望致したい。尙最悪の情勢下稅務職員の辛苦の程は推察されその勞を多とするものである。

(第一表)

縣稅予算対比收入狀況調

科 目	予 算 額			現 現 額			收 入 決 算 額			予 算 比 比 收入増減		
	現年度分	過年度分	繰越分	現年度分	過年度分	繰越分	現年度分	過年度分	繰越分	現年度分	過年度分	繰越分
縣 稅	圓 1	圓 1	圓 1	圓 1	圓 1	圓 1	錢 1	錢 1	錢 1	錢 1	錢 1	錢 1
獨立稅	3,700,000	11,000,000	1,913,362	8,033,000	3,628,866	3,628,866	1,350,211	3,999,344	3,999,344	1,215,553	3,301,262	1,215,553
縣 民 稅	9,512,700	5,500,000	1,588,000	8,924,700	9,910,000	9,910,000	7,446,591	7,911,467	7,911,467	5,401,677	5,401,677	3,664,790
地 租	2,912,500	1,450,000	1,450,000	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500	2,912,500
家 屋 稅	3,012,800	1,900,000	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800	3,012,800
事 業 稅	10,610,400	1,000,000	1,000,000	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400	11,610,400
特別所得稅	2,408,700	0	0	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700	2,408,700
礦 產 稅	4,800,000	1	1	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
入 場 稅	3,499,000	1,000	1,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000	3,499,000

酒消費税	八九二、八〇〇	一	八、九二一、九〇二	八、九二一、九〇二	一	一、八四八、四三三	△一、五九七、七一九	一	三、九六六、六六六
電気ガス税	九、五五六、〇〇〇	一	九、五五六、〇〇〇	九、五五六、〇〇〇	一	九、〇三六、〇〇〇	△五、〇九〇、〇〇〇	一	三、〇九六、〇〇〇
鎮区税	四三五、〇〇〇	一	四、三五〇、〇〇〇	四、三五〇、〇〇〇	一	七、七三六、四三三	△六、九七三、〇〇〇	一	一、三三三、〇〇〇
船舶税	一四三、〇〇〇	一	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一	一、六五七、七三三	△二、〇八三、〇〇〇	一	△三、七六六、〇〇〇
自動車税	五〇八、〇〇〇	一	五、〇八〇、〇〇〇	五、〇八〇、〇〇〇	一	七、〇〇〇、〇〇〇	△一、九二〇、〇〇〇	一	△三、七六六、〇〇〇
軌道税	六三、〇〇〇	一	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	一	六、三〇〇、〇〇〇	△六、三〇〇、〇〇〇	一	△三、七六六、〇〇〇
電話税	三八五、八四三	一	三、八五八、四三三	三、八五八、四三三	一	四、二九二、三三三	△四、三〇〇、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇
電柱税	一、三六〇、六三三	一	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一	一、三六〇、〇〇〇	△一、三六〇、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇
不動産取得税	三、〇〇〇、〇〇〇	一	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一	三、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇
木材引取税	二、一〇〇、〇〇〇	一	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一	二、一〇〇、〇〇〇	△二、一〇〇、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇
漁業権税	四九、四三三	一	四、九四三、〇〇〇	四、九四三、〇〇〇	一	五、七〇八、〇〇〇	△六、三三三、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇
狩獵者税	二、一六〇、〇〇〇	一	二、一六〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	一	二、一六〇、〇〇〇	△二、一六〇、〇〇〇	一	△三、〇〇〇、〇〇〇

遊興飲食税	三、九八八、九九九	一	三、九八八、九九九	三、九八八、九九九	一	三、九八八、九九九	△三、九八八、九九九	一	△三、九八八、九九九
入湯税	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
ミシン税	一、一〇五、〇〇〇	一	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇	一	一、一〇五、〇〇〇	△一、一〇五、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
庭園税	五八、〇〇〇	一	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	一	五、八〇〇、〇〇〇	△五、八〇〇、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
目的税	五、一五三、三三三	一	五、一五三、三三三	五、一五三、三三三	一	五、一五三、三三三	△五、一五三、三三三	一	△三、九八八、九九九
都市計画税	二、〇二二、三三三	一	二、〇二二、三三三	二、〇二二、三三三	一	二、〇二二、三三三	△二、〇二二、三三三	一	△三、九八八、九九九
事業税	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	△三、一八八、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
水利地益税	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	△三、一八八、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
反別割	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	三、一八八、〇〇〇	一	三、一八八、〇〇〇	△三、一八八、〇〇〇	一	△三、九八八、九九九
地方配付税	一	一	一	一	一	一	△一	一	△三、九八八、九九九
地方配付税	一	一	一	一	一	一	△一	一	△三、九八八、九九九

(第二表)

縣稅目別徵收比率表

科 目	調定額に対する予算額の比率	予算額に対する収入済額の比率	調定額に対する収入済額の比率
縣 立 獨 立 縣 民 租 稅	九四、九〇%	一〇〇、三三%	九七、九〇%
地 民 租 稅	九七、三三%	九七、七六%	九三、三三%
家 屋 稅	九六、〇六%	九六、五〇%	九六、五八%
事 業 稅	八五、二三%	一〇一、三三%	八六、二五%
特 別 所 得 稅	六〇、四三%	一五六、一四%	九四、三三%
鑛 產 稅	三三、四四%	三三、一三%	一〇〇、〇〇%
入 場 稅	九〇、一七%	一〇四、四九%	九四、三三%
酒 消 費 稅	七四、四三%	一三三、九三%	九六、六六%
電 氣 ガ ス 稅	七五、二四%	一三三、九〇%	九六、九七%
鑛 區 稅	三三、四〇%	一〇〇、〇三%	三三、〇三%
船 舶 稅	九七、五七%	八五、六七%	八三、五四%
自 動 車 稅	六四、七四%	一五五、四六%	八七、三三%

目 的 稅	調定額に対する予算額の比率	予算額に対する収入済額の比率	調定額に対する収入済額の比率
軌 道 稅	九六、六三%	一〇〇、三六%	一〇〇、〇〇%
電 話 稅	九六、八四%	九四、三四%	九三、二四%
電 柱 稅	九九、四三%	一〇〇、五五%	一〇〇、〇〇%
不 動 產 取 得 稅	五七、二六%	一五五、四一%	八八、三四%
木 材 引 取 稅	二六、三三%	七四、一八%	六八、二九%
漁 業 權 稅	八四、五一%	一一六、九一%	九六、八〇%
狩 獵 者 稅	一一七、三三%	八〇、一六%	九四、五〇%
遊 興 飲 食 稅	三三、四九%	五八、〇四%	七八、〇六%
入 湯 稅	一一〇、六五%	九〇、三六%	一〇〇、〇〇%
庭 園 稅	九二、七四%	一三七、七三%	九七、九〇%
都 市 計 画 稅 事 業 稅 割	八五、三三%	一〇四、四九%	九六、九一%
水 利 地 益 稅 反 別 割	七五、四九%	一〇八、八七%	九三、八九%
地 方 配 付 稅	九三、五三%	一一四、五三%	八六、四三%
地 方 配 付 稅	一〇〇、〇〇%	一〇五、〇七%	九六、二六%
地 方 配 付 稅	一〇〇、〇〇%	一〇〇、〇一%	一〇〇、〇〇%

(五) 事務事業別に見て決算上著しく歳入欠陥を生ぜしめているもの

(除職員経費)

○工業試験場研究事業

生産収入四百万五千円と紙検査手数料十万円を予算見積りをして運営したるも一百十六万一千余円を収入し差引二千九百十四万四千余円減収となつてゐる。これが補填として歳出二百五十一千余円の抑制調整したるもなお八十九万三千円の歳入欠陥を生じてゐる。尙この中の未収額七十二万余円を二十五年度に於いて殆んど収入してゐるようである。

○縣営牧場事業

生産収入予算額(割木の払下)二十万円は採算ならざるため全然収入とならず又入牧料も四万六千円の減収を生じてゐるが施設不完備の爲め入牧頭数が尠かつたためのものであるがこれ等に対し若干歳出面で抑制調整してゐるも、なお十七万六千余円の歳入欠陥を生じてゐる。

○農作物災害基本調査

○農業共済団体定款變更事務指導

○農業共済保健講習会

前記三項目の国庫補助予算十八万円を誤つて計上したものの如く全く交付されていないので歳出で幾分調整してゐるも結局十一万二千余円の歳入欠陥を生じてゐる。

○農産加工所事業

本所事業予算は一百十九万四千余円を以つて執行してゐるが製精機械設備の不充実と加工品の値下り等の関係もあつて十七万円の歳入欠陥(生産物売払代の減収)を生じてゐる。

○商工協同組合指導事務
予定した国庫補助金は全然交付を見ず歳出抑制額四万六千円あるも結局五万三千余円歳入欠陥を生しめている。
○囑託登記事務委託費
登記事務の促進が極めて急を要した關係上全額国庫補助の内示を受けていたので執行したがその後年度末に到り国の財政事情により補助打切りの通知を受けたが既に予算執行済にて縣費喰込みとなり二百十万円歳入欠陥を生じてゐる。

○飲食営業規正事業

特定財源である許可手数料が十一万二千余円の減収となり歳出で漸く一万四千余円を抑制調整しあるも結局九万七千余円縣費の喰込みとなり歳入欠陥を生じてゐる。

○水産試験場費

特定財源である生産収入が予定より四十六万余円減収し歳出面で三十三万七千余円を抑制留保してゐるが、尙十二万三千余円の歳入欠陥となつてゐる。

○勞 政 費

勞働事情調査費補助金	減 收	十九万八千余円
勞働教育啓蒙費補助金	同	五十七万二千余円
勞政諸費負担金	同	三十二万七千余円
地方勞働委員会費負担金	同	五十六万九千余円

合計一百六十六万余円の収入減を生じてゐるが給休事業費は半額補助の關係上当然収入減額の倍額を抑制留保

すべき処歳出面で一百七十二万余円留保しているが結局半額縣費負担額一百六十万余円の歳入欠陥となつてい

○社会教育委員会費

縣文化祭事業費の特定収入である入場料寄附金四十九万五千余円の減收に対し歳出面で十六万九千余円抑制し

ているので差引三十二万六千円の歳入欠陥を生じている。以上の如く事務事業別に見て歳入欠陥を生ぜしめている主なるものは概ね十二件五百六十五万円であつて二十三年

(六) 歳入関係審査の結果による注意事項

一、国庫負担金及び補助金等受入対策について

国庫負担金及び補助金等は概ね四半期に分ち交付を原則とされているようであるが実情は兎角第三・四半期以降に遅延し交付されているものが多く見受けられるので、関係者はその過程において早期交付を受けるよう極力その筋へ接衝し以て事務事業の効率的にして円滑なる執行を圖りたい。尙年度中途に年度末近くにおいて減額交付されたり繰延べ或いは打切られているものも可成多く従つて事業も中途半端となるので中央との緊密なる連絡を得て確実収入に留意されたい。

二、歳入予算適正化について

国庫補助金及び負担金その他寄附金、生産収入、使用料及び手数料等特定財源となる歳入予算はややもすると過大に見積り予算化されているものが見受けられる。又中には収入不確実のものもあつたりしてそれ等が減收

となつた場合既に当該歳出予算は執行している関係上欠陥を生じている事務事業も見られるので收支予算の適正化については嚴重留意すべきである。

三、国庫負担職員費収入予算額の適正化について

地方財政法第十四條による多くの事務事業国庫負担職員費の収入予算が國の基準定率により交付されるので實際交付される額より過大見積りとなつていものが多いため健全なる予算上から謂つても適正額を計上するよう留意すべきである。

四、使用料及び手数料並に生産収入の未收について

これら料金の調定後の未收は左記の如く僅少額ながら相当数あるがこれ等の性質上許可、認可書交付或いは現物受渡の際に收納すべきものであつて未收として残すことは適當でない。特にこれら兎角翌年度へ繰越調定洩となる惧れもあり又容易に徴收が出來得ないこととなるからである。もつとも保健所使用料並に診療所使用料は国民健康保険組合よりの払込みが二、三カ月程度ツレル關係もあり己むを得ないものと認む。

記

金五万二千五百九十九円

保健所使用料

金一千九百七十円

診療所使用料

金十三万九千七百二十三円

堤塘物揚場使用料

金七千八百七十四円

道路占用料

金三万九千二百円

林業關係登録手数料

金一万七千六百三十七円

土木建築設計監督手数料

金一万一千七百元
 飲食營業許可手数料
 金七千五百円
 肥料營業免許手数料
 金二百円
 農産品販売業者登録手数料
 金七十三万二千一百十九円
 生産物売払代
 計 一百一万五百二十二円
 五、收入事務その他について

(1)歳入金受入予算科目の更正が多いが特に各種職員費、負担金と事務、事業費負担金の間に目立ってそれが多
 ず。当初の受入処理の際注意すべきである。
 (2)歳入調定元帳を以つて收入簿を兼ねているが適當でない。会計規則による收入簿の設定をなし嚴格に記帳す
 べきである。

一般會計歳出

当初予算額 二十四億三千九十六万円
 追加更正予算額 三億八千五百二十四万二千六百五十四円
 (七、八、九、一一、一二、二、三月七回分)
 予算額現計 二十八億一千六百二十万二千六百五十四円
 決算額 二十一億一千五百四十二万六千五百七十六円五錢
 差引残額 七億七千七百六十七円九十五錢

翌年度事業繰越額 六百十九万六千三百四十五円
 差引不要額 六億九千四百五十七万九千七百三十二円九十五錢
 右の不要額は実質上の残余額でなく

(一)この不要額の内容を検討すると

- (1) 災害土木復旧費 五億五千八百万円
 等の如く年次継続事業費を一括予算計上し機械的に不要額となつたもの。
 - (2) 各種事務事業に対する国庫補助及び負担金が国庫財政上未交付又は減額され勢い事業の年度繰延べ或いは打
 切りとしたものとか又はその他の特定財源の見積過大に伴う減収により歳出の執行を困難に陥らしめて徒らに
 不要額としているもの。
 - (3) 執行すべき予算を不執行としているもの或いは年度内に執行困難のため翌年度へ財源繰越をして一応不要額
 としているもの。
 - (4) 議決された事業予算で起債不許可になつた爲め支出を繰延べたもの(千代川、天神川改修並に災害復旧負担
 金、境港修築事業費負担金等一千四百七十七万余円)
 - (5) 予算化したる諸物資繰替金が物資の統制解除のためその必要がなくなつたもの(一千一百四十万余円)
 - (6) 生産收入等が予期通り揚らなかつた爲め支出を抑制せざるを得なくなつたもの(工業試験場二百五万円、種
 畜場及び附属機関一百三十四万円、水産試験場六十万円等)
- 等が相当額あつて当年度内に於ける実質上の歳出不要となつてゐるものは前記「剰余金を生じた主なる原因の
 (B)項及び(D)項」に列記のものである。

(二) 歳出予算額で著しく不用額を生じているもの

(一千円未満省略)

○縣 職員 費

六百七十七万一千余円

主なる理由は職員の不補充と恩給及び退職料の予算見積過大による。

○河 川 費

五百二十四万七千余円

主として千代川、天神川等の直轄河川改修費並に同災害復旧費の縣負担金とその財源引当の起債が不許可になつた爲め国庫への納入延期したためである。

○港 灣 費

九百三万余円

境港修築事業負担金であつた河川費同様の理由による。

○災害土木費

五億五千八百四十八万二千余円

二十二年災害、二十三年災害、二十四年災害復旧事業費の繼續年度分を一括予算計上したため次年度以降の事業予算であつて空財源のもの。

○土 木 諸 費

五百六十三万五千余円

主として土木資材立替金であつて資材の統制撤廃に伴う不執行額。

○教育委員会費

九十七万余円

委員会事務職員、学校職員の前年末手当に対する予算見積過大。

○小 学 校 費

六百十三万九千余円

○中 学 校 費

三百七十七万八千余円

兩者とも教職員の欠員不補充に原因したる不要額であるがこれは定員定額決定が年度中途になつたためと又国庫負担金収入との関連性により計画経理が困難だつた爲めの様である。(国庫負担金の減収額引当となつた額がこの中六百八十六万余円、不執行額が三百五万余円の結果となる)

○高等 学 校 費

一百四十万八千余円

教員欠員不補充による不執行額

○定時制高等学校費

二百五万五千余円

時間講師が地域的關係で採用困難の爲め不執行額

○教 育 諸 費

六百十五万五千余円

教員検定の受檢者がなく手数料収入なきため不執行額七十万五千余円と職員共済組合交付金の予算見積過大によるもの一百五十四万二千円鳥取大の現物(備品購入)寄附を翌年度繰延べたもの九十六万七千余円同寄附受入未済のため歳出不執行のもの二百九十二万円が不要額の主なものである。

○恩 給 費

二百四十万九千余円

予算見積過大

○保 護 施 設 費

一百七十六万五千余円

市町村保護施設費補助を国より直接市町村へ交付されたため

○引揚同胞援護費

二百一万八千余円

生産貸付金償還金の回収率が悪かつた爲めと中央よりの交付金の減額による歳出不執行額

○住 宅 費

三百二十三万九千余円

主として資材立替金にして統制撤廃により立替不要となつたための不執行額

○勞 政 費 二百二十二万六千余円

労働会館設置補助金(縣費)で建物敷地が未決定のため不執行額五十万円ありその他は國庫補助及び負担金の減収となつたための抑制額

○保 健 所 費 四百一万二千余円

米所保健所再建工事費の翌年度繰越額三百六十五万余円にして他は國庫負担金の減収に伴う抑制と自然殘余額

○傳 染 病 予 防 費 二百七十八万一千余円

予防接種立替金一百五十六万余円が接種中止に伴い立替の必要がなくなつたためと他は國庫補助及び負担金の減少に伴う抑制額

○鼠 族 昆 虫 驅 除 費 七十五万余円

査定の結果市町村の事業実績が挙がついていない爲め予定より市町村補助額が減少したためなお國庫補助は予算より六万九千余円増額交付を受けているも予算化していない。

○藥 務 取 締 費 五十七万三千円

麻薬取締事務が國直轄となり國庫負担金の減収と事業國庫負担金及び藥品購入立替金の見積過大による。

○畜 産 業 費 二百二十二万四千余円

内 訳

△溫泉利用畜産加工所費 八十二万六千余円

生産收入委託加工手数料等の減収に伴う抑制額

△家畜傳染病予防費 四十四万五千余円

國庫補助、家畜移出検査手数料並に家畜保險所使用料等財源の減収の爲め不執行額

△種 畜 場 費 二十四万九千余円

△有畜営農指導所費 二十六万八千余円

何れも生産收入及び家畜売払代等の減収に伴う抑制額

等であつて他の各事業費目のもの(四十三万六千余円)は何れも國庫補助或いは特定収入の減少とか自然殘余のものである。

○林 業 費 一千六十一万五千余円

内 訳

△縣 有 林 費 七十四万二千余円

造林收入減による執行減

△造 林 獎 励 費 六十万余円

國庫補助金の減額に伴う執行減

△公 有 林 野 分 收 造 林 費 一百七十七万六千余円

造林收入減による執行減

△民 有 林 施 業 案 編 成 費 一百九十四万一千余円

事業の一部を翌年度繰越したため

△林 産 物 檢 査 費 五百三十二万三千餘円

検査手数料の収入減に伴う執行減

△林業関係登録費

五十四万三千餘円

登録手数料の収入減のため執行減

が不要となつた主なるものであるが外に他事業経費自然残餘として二十九万餘円ある。

○商工業費

二百七十九万九千餘円

工業試験場費の二百五万一千餘円は生産収入減少の爲めの抑制額であつて他は国庫補助その他の減収に伴う抑制留置のもの或いは自然残餘のものである。

○物資調整費

九十八万六千餘円

重要物資需給調整費は二十五年に財源がないため事務の執行経費に充当のため財源繰越した九十七万円が主なるものである。

○開拓事業費

五百五万一千餘円

内 訳

△買収予定地審査委員会費

三十一万五千餘円

予算見積過大による。

△開拓財産処理費

九十四万八千餘円

地区開拓計画が予定通り進捗せず事業の一部を翌年度へ繰越となつたため

△建設事業費

四十八万九千餘円

計画していた耕地の買収が地元より提供によるものと又揚水機を国が直接購入したため

△資材幹旋費

五十四万三千餘円

統制解除により餘り資材の幹旋なく繰替を要しなかつたため。

○開拓地電化施設費

七十一万一千餘円

事業の一部が翌年度に繰越されたものと自然残餘額

△二十四年災害復旧費

一百一十一万一千餘円

国の財政上事業の一部が翌年度に繰越となり国庫補助の減額されたため。

右が主なるものでありその他九十四万四千餘円の不要額は他事業の国庫補助減収によるもの或いは特定財源である家畜売払代の収入減等により夫々歳出で抑制留保しているものがあり又自然残餘を生じているものも若干ある。

○耕地事業費

一千九十六万八千餘円

内 訳

△農業土木調査費

四十七万三千餘円

公共事業費国庫補助減収に伴う不執行額

△二十年災害復旧耕地事業費

三百六十一万三千餘円

△二十四年度土地改良事業費

三百七十四万四千餘円

△二十三年水害復旧耕地事業費

二百三十五万一千餘円

前記三項目は公共事業繰延べ国庫補助減収に伴う不執行額

△早害恒久耕地事業費

四十九万四千餘円

收支共予算の見積過大による不執行額(国庫補助減収三十八万餘円ある)
右が主なるものにしてその他各事業経費に夫々執行上の自然残餘額がある。

○公債費

一千八百八十五万六千餘円

二十二年度における職員給与改善費として政府より借入金元利金を縣の財政上翌年度へ繰延べたもの(一千七百三十万五千餘円)一時借入金が予定より少かつた爲め利子が少額に留つたものが(一百五十万五千餘円)あるがその他に事務費の自然残餘額が少額である。

○徴税費

一百六十八万六千餘円

地方税法の改正が年度を越したため徴税用の印刷用紙代一百四十九万七千餘円を翌年度に持越したための不要額が主なるものであつてその他少額は自然残餘額

○地方振興費

七百二十九万七千餘円

内 訳

△地方振興費 六百四十三万二千餘円

市町村吏員恩給組合に対する交付金を縣財政の都合により翌年度に繰越したため

△追放者監察諸費 十四万五千餘円

予算見積過大による

△政治資金規正諸費 二十七万六千餘円

国の査定減によるもの

が主なるものであつて他の四十四万四千餘円は夫々事業において国庫補助金の減額により歳出の抑制調整によ

るものであり又自然残餘額も若干ある。

○宝くじ発行費

二百三十三万七千餘円

第一回宝くじ獎金品未受領殘額

九十七万七千円(失効縣收入帰屬)

第二回宝くじ発行費用の殘餘額並びに獎金品未受領額一百三十六萬餘円にしてその中獎金品額一百三十萬六千餘円は二十五年繰越したものの。

○過年度支出

一百一萬餘円

昭和二十三年度において運輸省に委託施工中の境港修築工事は二十四年度より国直轄施工となりこれに使用中の殘材料のみ国へ売却(八十七萬三千餘円)したる財源を以つて国庫補助精算上返納額の一部に充当予定の処年度内に国より返納命令がこなかつたため一応不要額となりたるのが主なるものである。尙仮設物件(事務所及び材料運搬船)も売却し併せて返納額一百四十五萬餘円を二十五年に於いて返済予定のようである。

以上が概ね不要額となつてゐるものを検討した結果であるが前述したる如くこれ等は事情において已むを得ずと認められたものが多かつた。しかし中には事務事業の執行に当り熱意と努力の足らないため或いは予算経理に計画を失つて徒らに不執行とし或いは翌年度へ繰越しとしたものも若干あつたが、これ等は議決された事務事業予算執行に誠実が欠けている結果と謂えよう。今後充分留意すべきである。尙この外に多くの事務事業経費にして国庫補助負担金、寄附金使用料手数料その他財源の裏付けなきため不執行としたもの又は予算執行上の自然残餘を出しているものが相当件数あり約一千二百五十餘萬円ある。

(三) 事務事業執行に当り一層努力を要すると認むるもの

○更正資金貸付事務

貸付償還金予算三百萬圓に対し回収額二百三十七萬餘圓で回収率が悪いので回収の指導勸奨して活潑なる回転を図らしむべきである。

(備考)二十五年八月末現在貸付総額四千一百七十五萬餘圓。二、二九一件

○義肢修理事業

二十四年度では技術職員を得られなかつた關係で事業が餘り推進されていない、予算二十七萬餘圓に対し執行額七萬圓、不執行額二十萬餘圓である。

○各種教育費

小中学校職員費三百五萬餘圓、高等学校費一百四十萬餘圓、定時制高校二百五萬餘圓、夜間高校費二十六萬餘圓、特殊学校費七十八萬餘圓、通信教育費二十萬圓等夫々歳出予算不執行額をしております加えて定時制高校費に七十五萬餘圓、特殊学校費に八十一萬餘圓を予算額以上に国庫補助増配を受けていながら何等予算的措置がしてないといつた状況である。この原因は大部分が教職員の欠員補充をしなかつたためと予算経理の拙劣と謂つた点が窺われる訳である。元來教員定数の増加が云々され又教育費の寡少が論議的となつていの際これ等不執行額を出していることは眞に遺憾であつて今少し予算経理に計画性をもち且教育行政に遺漏のない様努力を希望する。

○観光施設事業

本事業には五十七萬五千餘圓の予算を見ているも観光連盟え四十萬圓、山陰線電化促進期成同盟に十萬圓補助したる外は縣自体としては餘り活潑に活動していない。縣自体としても今少し経費を予算化し關係団体と協力し施策の実施が望ましい。

○特選牝馬検査事業

本事業は十八萬餘圓の僅少予算であるが予算化したる蕃殖優良馬育成奨励による優良馬交付金も交付せず検査事業も縣畜産連合会に委任している等馬産奨励は餘り活潑でない。今少し予算化して活潑なる施策が望ましい。

○温泉地利用畜産加工所事業

二百九十九萬八千餘圓(人件費を除く)の予算を以つて運営されているも八十一萬六千餘圓の不執行を生じているがこれは委託加工料或いは生産物及び家畜類の売払代收入が予期通り收納されず合計七十八萬七千餘圓の減収を生じているため勢い事業縮少の結果になつてい。元々獨立採算を採つてい本所運営は不可能に近いものがあるやに認められるがしかし運営面にも工夫研究し振興に意を用うることが緊要である。

○農業生産計画調整

前二項経費予算、前者は十五萬圓、後者は十一萬圓の僅少額で殊に後者の場合四万四千圓を不執行にしている等事業は名目に過ぎざるものがあり今少し予算化し強力に推進せしむべきである

○農業共済團体事務

市町村組合え八百十萬圓、縣連合会二百十四萬圓、家畜共済え一百六十四萬圓等多額の国庫補助を交付されているにも不拘組合の実態は健全ならざるものがあるがこれ等を有効使用せしめ強力なる組合の指導育成に努力の要を認める。

○保健所費運営事業

鳥取、倉吉、智頭の三保健所が昇格し定員増加のため国庫負担金七十九萬八千餘圓増配されて居るもなお歳出

01097

で七十六万二千餘円(含職員費)の不執行しているのは適當でない。医師の採用困難の点は認めるもその他の職員と共に早急充足し活動の活潑化を図るべきである。

○診療所運営事業

山守、池田の縣立診療所は診療料の収入を得て漸く獨立経営はなしているが当年度は国民健康保険料の滞納により運営に困難を極めている状況である。地元村営移管は不可能としても地元村の経済的負担協力を得て円滑なる運営と施設を完備した診療所とすることが急務と認められる。

○地下資源調査研究事業

五十万円の経費を以つて調査したるもその後の施策を推進せしむることが緊要と認める。

○地区開拓計画事業

本年度は事業の一部を各地方事務所へ委嘱しその促進を図つたが当初予定した通り事業が捗らず年度一杯かゝつたため夫々関連性のある他事業に影響し従つて開拓財産売渡事務及び開拓地取得事業等一部事業を己むなく翌年に繰越しているか今後一層努力を要すべきである。

○家畜増産奨励事業

開拓地における家畜の導入及び増産奨励事業として当初国の助成十一万円と同地における縣貸付豚の生産収入を見込んで事業費四十一万八千円計上したが、国の助成減六万五千円と予定より仔豚の生産が少かつたため十八万九千円の減収を生じたために歳出面で二十六万三千円を抑制留保し実行額は十五万五千円であつて事業は余り活潑でない。関係入植者に対する家畜の増産指導に一層努力が望ましい。

○農地交換分合事業

01098

年度中途よりの新規事業であつてその総体経費は僅か縣費三万余円でこの内殆んどが人件費を賄つていて事業としては只かけ声のみの程度で終つてゐる。

○水産製品検査事業

本事業の特定財源は検査手数料で(職員費四十四万三千円、旅費その他事務雜費七十五万六千円)賄つており検査員五名を縣下各地区に夫々常置し検査の嚴格を図つてゐるが五名の検査員では未端検査ができず未検査品が市場に流されているようであるが特定財源のみに依存せず最少限の一般縣費を充當し検査陣容の強化を図り嚴重検査の要を認む。

○鮮魚介増産出荷奨励事業

特定財源である荷受機関からの寄附金五万円を見込んで事業費六万一千円を計上したが價格統制撤廃後等の關係上寄附金が収入されなかつたため事業を不執行としてゐるがこれが増産出荷奨励は業者の死活問題であり今後引續き強力に行うべきである。

○水産団体指揮監督事業

縣下漁業協同組合の育成指導事務費として十二万七千円を計上して事業の促進を図つたが国の助成減額により五万二千余円を不執行としてゐるが僅か七万円程度の経費では充分な指導もでき得ず終つてゐるが縣費増額等により現今行詰の漁業経営不振の打開のため組合育成指導強化に一層努力の要を認む。

○漁礁施設事業

本年度事業中一部(東村分)が地元組合の資金難と又時期的に工期が遅れたため縣費助成をしなかつた様であるが地元業者の熱意と当局の指導が必要と認められる。

○民有林施業案編成事業

国の半額補助事業であるが一部事業縣費負担分の財源の見透し困難のため年度後半に到り漸く予算措置を講じたが、既に冬期間となつた關係上年度内に事業を執行せず、事業の一部を翌年度に繰越しているが早期に対策を樹て年度繰越しすることなく執行すべきものと認められた。

○公有林野分收造林事業

○縣有林事業

特定財源である造林収入が予定より減收したため分收造林の除伐手入管理面において夫々事業分量を縮少し又同様造林収入を財源とする縣有林事業費中特に縣有林權利購入事業を縮少しているが治山治水に必要なる公有林野の購入は他に財源を求め執行すべきものと認む。

(四) 歳出關係審査の結果による注意事項

一、予算更正措置について

予算執行中年度中途において国庫補助の減收その他諸収入金の特定財源の減收により事業の中止或いは繰延べしているが予算の更正措置も講ぜずこれをその儘放任し徒らに不要額として決算されていることは議決された予算を輕視されることとなり適當でない。今後前記事由の生じた場合は直ちに予算更正措置を講じ適正決算とすべきである。

二、予算編成基礎の適正について

旅費、需要費等は一応一定の基準により編成されているのであるが補助負担金及交付金中にはその補助交付の性質に適合しないと思われるもの或いは不要額として不執行のもの等があるがその編成に當り適正なる資料に

よりその範囲を嚴正にし予算編成の適正化に一層留意すべきである。

三、予算の計画執行について

特定財源による事業の歳出予算執行は概ね財源の収入状況と睨み合せ調節しているが兎角主務課本位に陥り出先機關に対しては年度末に一時に多額の予算を配付される傾向にあるので今後の予算執行に際しては一応の年間計画を樹て適期に令達し事務事業を計画的円滑に執行せしめるよう配意が必要である。

四、予算流用の処理について

各費目予算流用中には知事の定めた流用禁止費目にもかゝらず流用されているもの或いは不適当の流用も見受けられたので今後注意すべきものと認む。

五、食糧費の節減について

食糧費の節減について逐年節減されて來ているが決算面から見て未だ節減の余地が見受けられる。殊に中央官庁係官その他の接待費に縣側出席員数が多数であるので最少限度に止め節減を図るよう留意されたい。

六、出張旅費適正支出について

出張は合理的の日程に意を用い旅費の支出は一層有効適切に使用すべきものと認む。又多数の職員が一時に上京するとか或いは身分所屬外の経費を徒らに支出しているもの等見受けられたが経費の節減と適正支出に留意すべきである。

七、冗費の節減について

事務的諸経費の節約については機会ある毎に注意を喚起して來ていたのであるが決算上から見て未だその節減余地が見受けられる。譬えば市外通話料等殆んど至急、特急報であつたり、又年度末に到り不急不要品と思わ

00001

れるもの、購入等が見受けられるが縣の財政事情を良く認識して一段と冗費の節約に努められたい。
八、支払事務手続の厳正について

本庁各課執行の支払書類は代決が非常に多く甚しきは事務担当者が所属課長の代決している事例がかなり多い
支出手続上においては相互牽制策が必要であり且検証し合うことにより事故發生の未然防止が得るのでこ
れが徒らなる代決は眞に己むを得ざる以外は避けるよう是正すべきである。

九、縣財産並に備品の保全管理について

本庁各課並に出先機關において盜難火災の事故が頻發の傾向にあるので施設建物設備等について一層細心の注
意を払うべきである。特に縣有物件の貸付或いは備付備品の出納保管等は一層嚴重に取扱ひその責任所在を明
確にし置くことが緊要である。

一〇、消耗品その他物品の購入は各課で夫々多額を購入しているものであるが共通のものは一括購入し保管して
置きこれを夫々必要に応じ交付すれば年間には相当額の経費節減が図られるものと思料されるので今後の研究
を望む。

一一、支出金中その内容手続支出科目等につき指摘すべきものは概ね次の通りである。

(A) 定年退職者及転動のための退職者に対し別途事務事業費で慰労金支出しているのは適当でない。

(B) 土木費道路修繕事業費中特定収入の見透し困難のため事業費(賃金)を以つて支出を抑制留保しているが、
他費目により留保すべきである。

一二、事業の繰越し或いは財源を翌年度へ繰越したもの(前記決算の状況参照)が相当額あるがこれ等は只單に
財政局の内諾を得た程度のもの、様であるが縣會計規則第十七條により正規に繰越手続を爲し徒らに不要額

00002

とせず当決算書翌年度繰越欄に明確に掲記すべきである。

一三、資金の前渡拂制と精算について

年度内の資金前渡額並に件数は非常に多くしかも精算が著しく遅延してきて甚たしきは前年七月に前渡したも
のを出納閉鎖ぎりぎり迄精算を怠慢しているものであるようである。資金の前渡は地方自治法に規定されてい
る以外のものは前渡しない様留意すると共に速かに精算せしめる様措置すべきである。

特別會計

歳入

(災害救助基金外十二會計)

予算額 一億六百一十一万六千七百二十五円

決算額 一億一百七十八万九千二百一円三十四銭

差引減收額 四百三十二万七千五百二十三円六十銭

歳出

予算額 一億六百一十一万六千七百二十五円

決算額 九千九百三十九万九千七百七十七円八銭

差引残額 六百七十一万六千九百四十七円九十二銭

歳入歳出決算額差引残額(翌年度繰越額)二百三十八万九千四百二十四円二十六銭

内 訳

00003

會計名	歳入	歳出	歳入歳出差引残額 (翌年度繰越額)
災害救助基金	一、七八、五〇二、〇〇	一、七五、三三三、〇〇	二、一六九、五〇
男女青少年団体事業奨励金	〇	〇	〇
教育資金	〇	〇	〇
就学奨励資金	三、四七〇、〇〇	三、九三三、〇〇	五、四六〇、〇〇
学校生徒奨励資金	二、四九七、七六	〇	二、四九七、七六
縣立実業学校実習費	一、三〇九、五五五、四〇	一、一五七、五〇九、三三	一、一五二、〇四六、〇七
印刷事業費	五、七〇五、〇七六	四、三〇三、二二八	一、三九九、八四八
自作農創設維持奨励資金	六、四四七、八七	一、八、一一三、〇四	五、三三四、八三
畜牛増殖奨励事業費	一、〇四四、五七、四六	九三三、〇〇四、九七	九、四一三、四〇
無畜農家解消事業費	一、七九七、六〇、四〇	一、七五六、八〇六、二二	三、八四〇、一八
縣立中央病院事業費	三、〇六九、六八、四九	二、六三九、九四八、七三	四三〇、七三九、七六
競馬事業費	二、六八八、三三、三五	二、六七四、三三、〇〇	一三、六九一、三五
減債基金	六五、二四、三六、〇〇	六五、二四、三六、〇〇	〇
合計	一〇一、七九九、〇二、三四	九九、三九九、七七、〇八	二、三八九、四四、二六

00004

各特別会計災害救助基金外十二会計共何れも正確に決算されているものと認めた。その中主なる会計の審査結果特に掲記すれば次の通りである。

一、災害救助基金会計

二十四年度災害救助法による発動事件は神戸村の大火及び倉吉町振興工業会社寄宿舎の火災による二件であるが、これが救助交付額は三十二万余円(神戸村分十七万九千余円、倉吉分十四万一千余円)更に神戸村えは備蓄衣料帳簿價格一万七千余円を救済用品として交付している。尙当年度はこれが法定積立金額(五百万円)に達していないので一般会計よりの繰入金を以つて支弁している。

一、男女青少年団体事業奨励資金

一、教育資金会計

一、学校生徒奨励資金会計

前記の三会計共に財源なく予算額は極めて僅少額にして又基本財産も僅少のため全然事業は執行せず昨年度決算審査その他の機会に当方より三会計合併方勸奨の結果二十五年度において学校生徒奨励資金に合併し今後の活動方針を研究中の様である。

一、印刷事業会計

(1) 事業収入減収一百三十二万余円あるが、十三年度繰越金増収九十四万一千余円あるので差引減収三十六万九千余円あるに對し歳出各費目で二百四万二千余円抑制留保して差引百六十七万三千余円の剰余金を得ている。
 (2) 前記歳入事業収入の減収並に歳出を相当額抑制し不執行しているのは一般業者の影響も顧慮し事業を最少限度縮減したものと推察される。

(3) 剰余金一百六十七万三千円は二十五年年度へ繰越されているがこれは事業の拡充費に充てず同印刷所事務室、宿直室、食堂、便所等の改増築及び家屋・根葺替経費に充て職員の厚生施設に使用計画を爲している。

(4) 一般会計えの繰出金は四万円の少額である。

一、縣立中央病院事業会計

(1) 予算總額二千四百三十二万九千円であるが歳入予算に比し減収額二百二十五万九千円ある。これは殆んどが病院使用料(診察料)の減収額(未收繰越分四十八万三千余円を含む)で小兒科、婦人科等医長欠員補充困難に伴う事業縮小と見られるので今後善処が必要と認む。

(2) 歳入中一般会計からの繰入金三百四十七万三千余円を収入しているが、これは医師用公舎土地、建物購入費一百五十万円で日本医療團へ支払の交付公債費(元利金)一百六十六万六千余円(含公債証書印刷費二万)に充当財源であるが結局公債費充当分三十万七千余円を予算見積過大視して一般会計より多額繰入過ぎているので二十五年年度において該金額を繰戻しすべきである。

(3) 縣債六百万円を借入しているがこれは病院拡充費(病棟改築)に充当のものである。

(4) 病院使用料(診療料)四十八万三千円の未收を生ぜしめているがこれは町村国民健康保険組合支払が二三カ月程度ズレた結果によるものであり已むを得ないものと認めた。

(5) 前記の如く歳入減収額二百二十五万九千円に対し歳出抑制による執行減二百六十八万九千円を調整しているので四十二万九千九百円の剰余金を得ているが(2)項の一般会計へ返済する三十万七千円差引けば実質的剰余金は十二万二千円である。

一、畜牛増殖奨励事業会計

(第 表)

歳入決算額比率表

歳入中貸付牛使用料予算に比し減収額は八十三万二千余円あるがこれは生産の不合格牛が予想外に多かつたことが原因しているもの、様であるがこれが減収引当として施設費(種牡牛購入費)予算額九十万円中六十一万九千円の抑制不執行にしていることは事業不振と謂わなければならない。本縣畜産振興の爲め一層の努力を希望する。

科 目	總予算額に対する収入比率	調定に対する収入比率	總収入額に対する収入比率
一、縣 税	二八、五%	九五、〇%	三七、〇%
二、公企業及び財産収入	〇、五七	一〇〇、〇〇	七、四
三、分担金及び負担金	〇、〇八	六九、九一	二、一
四、使用料及び手数料	二、八六	九、六六	三、七二
五、国庫支出金	二八、四〇	一〇〇、〇〇	三六、八六
六、寄 附 金	一、三三	九、三六	一、五九
七、繰 入 金	—	一〇〇、〇〇	—
八、繰 越 金	四、一四	一〇〇、〇〇	五、三九
九、雜 收 入	二、九二	四、一六	三、七七
一〇、縣 債	八、七七	一〇〇、〇〇	一〇、七四
計(平均)	四九、〇四	九四、七一	一〇〇、〇〇

00007

(第二表)

歳出決算額比率表

科 目	総予算額に対する支出比率	当該科目予算額に対する支出比率	総支出額に対する支出比率	備考
一、議 会 費	0.7%	9.7%	0.9%	
二、縣 庁 費	8.1%	9.0%	10.8%	
三、警 察 消 防 費	0.1%	6.5%	0.3%	
四、土 木 費	15.9%	4.3%	21.8%	
五、教 育 費	3.0%	6.1%	29.3%	
六、社会及び労働施設費	3.3%	8.1%	4.3%	
七、保 健 衛 生 費	1.3%	7.3%	1.4%	
八、産 業 經 済 費	15.4%	9.3%	20.5%	
九、財 産 費	0.1%	9.5%	0.3%	
一〇、統計調査費	0.7%	9.9%	0.8%	
一一、選 挙 費	0.1%	8.9%	0.3%	
一二、公 債 費	3.3%	8.9%	4.3%	
一三、諸 支 出 金	3.9%	8.8%	5.3%	
一四、予 備 費				

00003

(第三表)

費目別支出額比率表

(千円未満省略)

番 号	科 目	金 額	決算額に対する百分比	備 考
計 (平均)		75,140	83.4%	100.0%
一	報 酬 給 料	3,250	3.5%	
二	吏 員 給 料	46,441	51.2%	
三	旅 費	6,188	6.8%	
四	職 員 当 当 費	11,555	12.7%	
五	職 員 手 当 当	105,361	115.7%	
六	雜 給 手 当 当	8,839	9.6%	
七	恩 給 及 退 隱 料	39,666	43.5%	
八	報 償 費	8,034	8.8%	
九	賃 金 費	105,242	115.4%	
一〇	交 際 費	4,899	5.3%	
一一	消 耗 品 費	35,540	39.1%	
一二	燃 料 費	1,754	1.9%	

二三	食料	七、九三	七
二四	印刷製本費	二四、五〇	一、二六
二五	光熱水費	二、〇〇	〇、九
二六	通信運搬費	一七、〇五	〇、八三
二七	廣告管搬費	二	〇、五
二八	手数料	一、〇八	〇、七
二九	借料及び損	七、六五	〇、六
三〇	筆耕翻訳料	四、五	〇、六
三一	委託託訳料	四〇、四三	一、八九
三二	修繕請負料	一〇、八八	〇、五
三三	工事品料	三〇、三三	一、四三
三四	備品料	三、二七	一、四七
三五	原材料	五、〇八	二、五
三六	買上料	三	〇
三七	施設及び償還金	一三、九五	〇、六
三九	賠償及び償還金	六、六〇	三、五

(第四表)

事務費、事業費等費途別比較表

三〇	利子及び割引料	二四、八八	一、二四
三一	補償金及び補填金	四、四三	〇、二
三二	負担金及び交付金	三、四、五九	一、六八
三三	保険料	二、七七	〇、三
三四	他会計へ繰出料	六〇、二五	二、八五
三七	積立金	一〇、〇〇	四、七
三八	繰替金	三、四、四三	一、一五
三九	扶助費	三、七四〇	一、八
四〇	寄附金	一三〇	〇、二
四一	公課費	二、二五、四三六	一〇〇
合計		二、二五、四三六	一〇〇

支	千円	総支出額に対する百分比	備考
旅費	一、五、五二五	一〇、九五	事務費に対する比率 四九、八%
職員費	七、五、八八九	三三、四%	(千円未満省略)
事務費	三、一、五九三	一三、九%	
区内	七、五、八八九	三三、四%	

内食糧費	七、九三			三四%
事業費	五四七、六一	二五、八九		
内賃金	一〇五、三四三		事業費に対する比率	一九三%
修繕費	三〇三、二三			五三、三六%
原材料費	五五、〇五六			九、六九%
補助奨励金及び負担金	三四四、三九九	一六、三六		
其他	三三九、六四〇	二二、三四		
内 恩給及び退隠料	三九、六六六		其他に対する比率	一六、五%
報償費	八、三四四			三、三五%
交際費	四、八九九			二、〇四%
賠償及び償還金	六、六六〇			二八、三%
利子及び割引料	三四一、八			一〇、〇九%
他会計へ繰出	六〇、三五			三、一〇%
積立金	一〇、〇〇〇			五、一七%
繰替金	三四、三四三			一〇、二一%
計	二、一五、四三六	一〇〇%		

昭和二十六年一月二十二日印刷
 昭和二十六年一月二十二日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町取
 鳥取縣鳥取市東町取
 鳥取縣鳥取市東町取
 鳥取縣鳥取市東町取
 鳥取縣鳥取市東町取
 鳥取縣鳥取市東町取